



特別回報

外航組合員各位

電子商取引（ペーパーレス トレーディング）システム—ICE Access Agreement の改定

国際 P&I グループ（IG）は以前、ICE Digital Trade Management Limited（ICE）の DSUA 2021.1、DSUA 2023.1 および ICE Access Agreement (2023.1) を承認しました。これらの利用規約は、引き続き承認されています。

相互運用を可能にするための ICE Access Agreement (2024.1) における変更点

本特別回報は、IG が更新版の ICE Access Agreement (2024.1) を承認したことをお知らせするものです。

ICE Access Agreement のもとでは、i) 当該電子船荷証券に紙の船荷証券と同等の法的有効性を認める法律が適用され、かつ ii) ICE が利用者にその旨を通知するサーキュラーを発行している場合には、ICE の電子商取引システムを電子船荷証券に使用することができます。

ICE Access Agreement (2024.1) は、電子船荷証券のプラットフォーム間転送（以下「相互運用」）を可能にするために更新されました。これにより、ICE のシステムと、電子船荷証券の相互運用について IG に承認されたほかのプラットフォームとの間で、電子船荷証券をやり取りすることが可能になります。

組合員の皆さまにおかれましては、ICE のシステムには、Access Agreement に基づく電子船荷証券と多国間 DSUA に基づく電子船荷証券があることにご留意ください。いずれの規約に基づく船荷証券も使用可能であり、クラブによるカバーの対象として承認されています。どちらが自身の貿易ルートに適しているかについては、ICE にご確認ください。

貨物の運送に関するその他のてん補除外規定は、承認された全ての電子商取引システムに対して、紙の船荷証券と同様に適用されます。たとえば、運送契約に定められた港または場所以外での貨物の荷揚げ、後日付または先日付の電子文書／記録の発行／作成、譲渡可能な電子文書／記録の提示を受けない積荷の引き渡し（承認された電子商取引システムの場合は、当該システムの規則に従わない積荷の引き渡し）によって生じた責任は、てん補から除外されます。

国際 P&I グループの全てのクラブが同様の内容の回章を発行しています。

以上